

令和5年6月

教育委員会定例会議案等

新潟市教育委員会



## 令和5年6月教育委員会定例会議事日程

新潟市教育委員会

日 時	令和5年6月23日（金） 午後3時30分 開会
場 所	新潟市役所ふるまち庁舎4階 教育会議室1
日 程	<p>第1 会議録署名委員の指名</p> <p>第2 付議事件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第8号</li> <li>博物館の登録等に関する規則の一部改正について・・・・・・・・・・1</li> </ul> <p>第3 報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ・スクール講座の実施について・・・・・・・・・・1</li> <li>・新潟市立小中学校児童生徒数・学級数推計について・・・・・・・・・・7</li> <li>・学校適正配置の状況と今後の取組について・・・・・・・・・・14</li> <li>・令和6年度使用教科用図書調査員の委嘱について・・・・・・・・・・当日配付</li> <li>・令和6年度新潟市立学校教員採用選考検査出願状況について・・・当日配付</li> </ul> <p>第4 次回日程</p> <p style="padding-left: 40px;">7月定例会 令和 5年 7月25日（火）午後3時30分</p> <p>第5 閉会</p>



# 付議事件



## 博物館の登録等に関する規則の一部改正について

## 1 改正理由

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）の規定により、博物館の登録について、法で定めるものを除くほか、必要な事項を都道府県及び指定都市の教育委員会の規則で定めることとされている。本市では、この規定に基づき、博物館の登録等に関する規則（平成 27 年 3 月 24 日教育委員会規則第 5 号）を制定し、博物館の登録等に関し必要な事項を定めている。

このたび、博物館法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 24 号）が施行され、博物館登録制度の見直しが行われたことに伴い、規則の一部改正を行う。

## 2 改正箇所

- (1) 博物館法の一部改正に伴う条ずれを改める。（第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 7 条、別記第 2 号様式、別記第 3 号様式、別記号様式関係）
- (2) 新たに法で規定されたことにより重複する内容を削除する。（第 4 条）
- (3) 博物館法の一部改正に伴う登録等をした場合の公表方法を変更する。（第 7 条）
- (4) この規則の施行に関し必要な事項を別に定める規定を設ける。（第 8 条）

## 参考 市内登録博物館一覧（R5. 4. 1 現在）

登録博物館（7 館）
北方文化博物館
新潟市北区郷土博物館
敦井美術館
新津記念館
雪梁舎美術館
新潟県立万代島美術館
知足美術館

博物館の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 月 日

新潟市教育委員会

教育長 井崎 規之

新潟市教育委員会規則第 号

博物館の登録等に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録等に関する規則（平成27年新潟市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「16」を「22」に改める。

第2条中「10」を「14」に改め、同条中「第10条」の次に「第1項」を加える。

第3条中「10」を「11」に改める。

第4条中「12」を「13」に改め、「各号」及び「、学識経験者又は専門機関からの意見の聴取」を削る。

第5条第1項中「11」を「12」に改める。

第7条の見出し中「公示」を「公表」に改め、「その都度公示しなければならない。」を「インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。」に改め、同条第1号中「10」を「11」に改め、同条第2号中「13」を「15」に改め、同条第3号中「14」を「19」に改め、同条第4号中「15」を「20」に改める。

本則に次の1条を加える。

（実施細目）

**第8条** この規則に定めるもののほか、博物館の登録及び博物館に相当する施設に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。



第3条第1項中「別記様式第2号」を次のように改める。

別記様式第2号（第3条関係）

博物館登録申請書		
		年 月 日
(宛先) 新潟市教育委員会		
		設置者 氏名
博物館法第12条の規定により、必要書類を添付し、次のとおり登録を申請します。		
設置者	名称	
	住所	
博物館	名称	
	所在地	
添付書類		
1 館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。）の写し		
2 博物館法第13条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類		
3 その他教育委員会が必要と認める書類		
注1 「設置者の住所」欄は、設置者が一般社団法人等の場合にのみ記入してください。		
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長型としてください。		

第5条第1項中「別記様式第3号」を次のように改める。

別記様式第3号（第5条関係）

博物館登録事項等変更届出書		
年 月 日		
(宛先) 新潟市教育委員会		
設置者 氏名		
博物館法第15条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。		
登録記号番号		
設置者	名称	
	住所	
博物館	名称	
	所在地	
変更事項の種別		
変更年月日		
変更事項		
変更の理由		

注1 「設置者の住所」欄は、設置者が一般社団法人等の場合にのみ記入してください。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長型としてください。

第6条第1項中「別記様式第4号」を次のように改める。

別記様式第4号（第6条関係）

博物館廃止届出書		
年 月 日		
（宛先）新潟市教育委員会		
設置者 氏名		
博物館法第20条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。		
登録記号番号		
設置者	名称	
	住所	
博物館	名称	
	所在地	
廃止年月日		
廃止の理由		
廃止後の処置		

注1 「設置者の住所」欄は、設置者が一般社団法人等の場合にのみ記入してください。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長型としてください。

附 則

この規則は、令和5年 月 日から施行する。

博物館の登録等に関する規則(平成27年教委規則第5号)新旧対照表

改正後 (案)	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第22条の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(登録原簿)</p> <p>第2条 法第14条第1項の規定による新潟市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に備える博物館登録原簿は、別記様式第1号による。</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第3条 法第11条の規定により登録を受けようとする者は、別記様式第2号による登録申請書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(審査の方法)</p> <p>第4条 教育委員会は、法第13条に掲げる要件の審査に当たっては、必要に応じて当該博物館の実地調査等を行うものとする。</p> <p>(登録事項等の変更)</p> <p>第5条 博物館の設置者は、法第12条第1項各号に掲げる事項について変更があつたとき、又は同条第2項に規定する添付書類の記載事項について変更があつたときは、別記様式第3号による登録事項等変更届出書を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(公表)</p> <p>第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第16条の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(登録原簿)</p> <p>第2条 法第10条の規定による新潟市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に備える博物館登録原簿は、別記様式第1号による。</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第3条 法第10条の規定により登録を受けようとする者は、別記様式第2号による登録申請書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(審査の方法)</p> <p>第4条 教育委員会は、法第12条各号に掲げる要件の審査に当たっては、必要に応じて当該博物館の実地調査、<u>学識経験者又は専門機関からの意見の聴取</u>等を行うものとする。</p> <p>(登録事項等の変更)</p> <p>第5条 博物館の設置者は、法第11条第1項各号に掲げる事項について変更があつたとき、又は同条第2項に規定する添付書類の記載事項について変更があつたときは、別記様式第3号による登録事項等変更届出書を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(公示)</p> <p>第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>その都度公示しなければならない。</u></p>

改正後（案）	現行
<p>(1) 法第11条の規定により博物館の登録をしたとき。</p> <p>(2) 法第15条第2項の規定により登録事項の変更登録をしたとき。</p> <p>(3) 法第19条第1項の規定により登録を取り消したとき。</p> <p>(4) 法第20条第2項の規定により登録を抹消したとき。</p> <p><u>(実施細目)</u></p> <p><u>第8条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録及び博物館に相当する施設に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</u></p>	<p>(1) 法第10条の規定により博物館の登録をしたとき。</p> <p>(2) 法第13条第2項の規定により登録事項の変更登録をしたとき。</p> <p>(3) 法第14条第1項の規定により登録を取り消したとき。</p> <p>(4) 法第15条第2項の規定により登録を抹消したとき。</p>

改正後（案）

別記様式第2号（第3条関係）

別記様式第2号（第3条関係）

博物館登録申請書

年 月 日

設置者 氏名

（宛先）新潟市教育委員会

博物館法第12条の規定により、必要書類を添付し、次のとおり登録を申請します。

設置者	名称
	住所
博物館	名称
	所在地

添付書類

- 1 規則（博物館の規則の名称、目的、副目的、運営経費その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。）の写し
- 2 博物館法第13条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類
- 3 その他教育委員会が必要と認める書類

注。「設置者の住所」欄は、設置者が一般社団法人等の場合のみ記入してください。

- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長型としてください。

現行

別記様式第2号（第3条関係）

別記様式第2号（第3条関係）

博物館登録申請書

年 月 日

設置者 氏名

（宛先）新潟市教育委員会

博物館法第11条の規定により、必要書類を添付し、次のとおり登録を申請します。

設置者	名称
	住所
博物館	名称
	所在地

添付書類

- 1 設置条例の写し（一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は博物館法施行令（昭和27年政令第47号）第1条に規定する法人（以下「一般社団法人等」という。）の設置する博物館にあつては、当該法人の定款の写し又は当該宗教法人の規則の写し）
- 2 規則の写し
- 3 直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面
- 4 当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積りに関する書類（一般社団法人等の設置する博物館にあつては、当該年度における事業計画書及び収支の見積りに関する書類）
- 5 博物館資料の目録
- 6 館長の氏名及び学芸員その他の職員の種類別と氏名を記載した書面

注1 「設置者の住所」欄は、設置者が一般社団法人等の場合のみ記入してください。

- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長型としてください。

改正後（案）

別記様式第3号（第5条関係）

別記様式第3号（第5条関係）

博物館登録事項等変更届出書

年 月 日

（宛先）新潟市教育委員会

設置者 氏名

博物館法第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録記号番号	
名称	
設置者	
住所	
名称	
所在地	
変更事項の種別	
変更年月日	
変更事項	
変更の理由	

注1 「設置者の住所」欄は、設置者が一般社団法人等の場合にのみ記入してください。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長型としてください。

現行

別記様式第3号（第5条関係）

別記様式第3号（第5条関係）

博物館登録事項等変更届出書

年 月 日

（宛先）新潟市教育委員会

設置者 氏名

博物館法第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録記号番号	
名称	
設置者	
住所	
名称	
所在地	
変更事項の種別	
変更年月日	
変更事項	
変更の理由	

注1 「設置者の住所」欄は、設置者が一般社団法人等の場合にのみ記入してください。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長型としてください。



改正後 (案)

別記様式第4号 (第6条関係)

別記様式第4号 (第6条関係)

博物館廃止届出書

年 月 日

(宛先) 新潟市教育委員会  
設置者 氏名

博物館法第20条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録記号番号	
設置者	名称
	住所
博物館	名称
	所在地
廃止年月日	
廃止の理由	
廃止後の処置	

注1 「設置者の住所」欄は、設置者が一般社団法人等の場合にのみ記入してください。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長型としてください。

現行

別記様式第4号 (第6条関係)

別記様式第4号 (第6条関係)

博物館廃止届出書

年 月 日

(宛先) 新潟市教育委員会  
設置者 氏名

博物館法第15条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録記号番号	
設置者	名称
	住所
博物館	名称
	所在地
廃止年月日	
廃止の理由	
廃止後の処置	

注1 「設置者の住所」欄は、設置者が一般社団法人等の場合にのみ記入してください。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長型としてください。



# 報 告



## コミュニティ・スクール講座の実施について

新潟市教育委員会 教育総務課  
地域教育推進課  
中央公民館

### 1 開催趣旨・目的

新潟市における「コミュニティ・スクール(以下、CS)」推進の取組みについては、各学校に保護者、地域住民、学校関係者等による「学校運営協議会」を設置し、地域と学校が支えあい、ともに成長し活性化していく「地域とともにある学校」づくりを進めています。

令和2年度のモデル実施に始まり、令和4年度には市立の小・中・中等教育学校・特別支援学校全校において「学校運営協議会」が設置され、本格実施されています。

この取組みを継続的・効果的なものとするためには、各関係者の「CS」への理解向上と、運営協議会における活発な意見交換と熟議が必要であることから、関係者に対し、ファシリテーションや熟議を体験する講座を開催し、関係者の理解向上とスキルアップを図ります。

### 2 開催概要

日程・会場	市内 8 区で開催します。 ※「3.各区における開催日及び会場」参照。
講師	NPO 法人 みらいず works
講座内容	テーマ:『熟議とは?円滑で活発な話し合いを通じてよりよい合意形成へ』  <u>&lt;事前課題&gt; CS の基本理解(動画視聴)</u> 受講前にご自宅等で新潟市 YouTube チャンネルにアップする動画を視聴してください。(7月上旬公開予定) <u>&lt;夏季講座&gt; 講義+グループワーク</u> 熟議やファシリテーションの講座、体験を通して、CS 運営のイメージをつかみます。 <u>&lt;冬季講座&gt; 講義+グループワーク</u> ケーススタディなどにより、学校と地域の協働やゴールをイメージし、それぞれの学校での協働プロセスに活かすヒントを得ます。  ※講座内容は変更する場合があります。
講座時間	各日 13:30~16:30 (受付 13:00~) ※間に休憩をはさみます。
対象	・市立学校園の学校運営協議会委員(以下「CS 委員」) ・CS 委員以外の地域教育コーディネーター ・教職員 ・社会教育施設職員

定員	各回 100～150 名程度（会場により定員が異なります。）
受講料	無料（ただし、各会場への交通費等は各自で負担いただきます。）
その他	<p>&lt;受講について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自校のある区の会場での受講を基本としますが、ご都合が合わない場合は、他の区の会場での受講も可能です。（要事前申込み）</li> <li>● ただし、複数会場で受講することはできません。</li> <li>● 受講希望者が多数の場合は、第 2 希望もしくは別の会場にて受講いただく場合があります。</li> <li>● 講座は夏季講座、冬季講座の 2 回連続講座です。両方受講されることを推奨しますが、片方だけの受講も可能です。</li> <li>● 冬季講座の開催日および会場については、夏季講座終了後に決定します。</li> <li>● <u>冬季講座の開催案内および受講申込みの受付は別途行います。</u></li> </ul> <p>&lt;お願い&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各会場とも駐車できる台数に限りがあります。乗り合わせでのご来場、または公共交通機関の利用をお願いします。</li> <li>● 中央区会場で駐車場を利用される場合は、白山公園または陸上競技場駐車場をご利用ください。（市役所本館および分館駐車場は利用できません。）</li> </ul>

### 3 各区における開催日及び会場

	開催日(夏季)	会場	所在地
北区	8/31(木)	豊栄地区公民館 大講堂	北区東栄町 1-1-14 (北区役所 3 階)
東区	8/18(金)	東区プラザ ホール	東区下木戸 1-4-1 (東区役所 2 階)
中央区	8/18(金)	新潟市役所 講堂	中央区学校町通 1-602-1 (市役所 6 階)
江南区	8/4(金)	亀田市民会館 視聴覚室	江南区船戸山 5-7-2
秋葉区	7/28(金)	秋葉区役所 6 階会議室	秋葉区程島 2009 番地
南区	7/27(木)	白根学習館 ラスパックホール	南区田中 383 番地
西区	8/24(木)	黒崎市民会館 大ホール・多目的ルーム	西区鳥原 909 番地 1
西蒲区	8/4(金)	和納小学校 ランチルーム	西蒲区和納 1212

## 4 申込み方法

---

### 【申込み先】

お手持ちのパソコン・スマートフォン等から下記のリンク先にアクセスし、必要事項を入力の上申込みをしてください。

[新潟市かんたん申込み入力フォーム]

<https://www.shinsei.elg-front.jp/niigata-City2/uketsuke/form.do?id=1685415296640>



- ※ 参加を希望する会場(区)を第 2 希望まで選択してください。
- ※ 各会場の定員に達した場合は、第 2 希望または別会場で受講してもらう場合があります。
- ※ 入力いただいた情報については、当講座のためにのみ利用し、厳重に管理・保管します。

### 【申込み締め切り】

令和 5 年 7 月 2 日(日)

### 【受講者決定通知】

受講日時・会場の決定は、7月上旬に電子メールでお知らせします。

## 5 問い合わせ先

---

新潟市教育委員会 教育総務課 教育政策室 (平日 8:30~17:30)  
〒951-8554 新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地(古町ルフル4階)  
電話:025-226-3178 メール:somu.ed@city.niigata.lg.jp





新潟市教育委員会主催

# コミュニティ・ スクール講座 in Summer 【夏季】

参加無料！

地域と学校が力をあわせ子どもたちをともに育んでいくために  
学校運営協議会（コミュニティ・スクール）のあり方と  
より効果的な熟議の行い方を  
グループワークを通じて楽しく学びます

## 講師：NPO法人 みらいずworks

2012年創立。【学びのデザイン】【コーディネート】【ファシリテーション】の3つを専門に、県内を中心に全国各地の学校や地域において、ファシリテーション研修やキャリア教育を行っている。



## 開催概要

- **市内8区で開催**  
(区ごとに開催日は異なります)
- **各会場13:30～16:30**（受付13:00～）
- **夏季・冬季の連続講座**です。  
(冬季講座の開催案内・お申込みの受付は別途行います)

- ※ 自校のある区の会場での参加を基本としますが、ご都合が合わない場合は**他区会場での参加も可能**です。
- ※ 各会場の定員を超過した場合、他会場での参加を願います。
- ※ 各区の会場および開催日については裏面をご覧ください。

## 参加対象者

- 市内学校園の学校運営協議会委員
- 地域教育コーディネーター
- 教職員および社会教育施設職員

## 主催

新潟市教育委員会（担当：教育総務課）

✉ [somu.ed@city.niigata.lg.jp](mailto:somu.ed@city.niigata.lg.jp)

☎ 025-226-3178

講座の内容、申込み方法等は <裏面> をご覧ください。

# 新潟市「かんたん申込み」フォームよりお申込みください。

お申込みページ ※ 新潟市HP内「コミュニティ・スクール講座」のページにも申込み先へのリンクがあります。

<https://www.shinsei.elg-front.jp/niigata-City2/uketsuke/form.do?id=1685415296640>

申込締切日：7月2日(日)

スマホ・タブレット  
はこちらから



- 上記URLを入力、もしくは左記のQRコードを読み取り、表示された申込みフォームに必要事項を入力しお申込みください。
- **参加を希望する会場(区)を第2希望まで選択してください。**
- 受講決定通知は、7月上旬にメールにてお送りします。
- 申込みフォームが開けないなど、お困りのことがありましたら、主催者までご連絡ください。

## 講座内容

テーマ：「熟議とは？円滑で活発な話し合いを通じてよりよい合意形成へ」

	時間	内容	備考
午後	13:30	オリエンテーション	アイスブレイクゲームもあわせて行います。
		講義「熟議がなぜ必要なのか」	実践例をもとに、熟議について説明します。
		グループワーク①	子どもを取り巻く課題をグループで話し合いながら出します。
	～	休憩	
		グループワーク②	全国の具体例を参考に、課題を解決するためのアイデアを出し合います。
		講義「熟議のポイント」	熟議を進めるうえでのポイントを説明します。
		グループワーク③	CSにおける熟議のテーマや運営の工夫などを話し合います。
		ふりかえりとまとめ	
	16:30	閉会	

※講座内容は変更する場合があります。

## 各区開催日および会場

区	開催日	会場	所在地
北区	8/31(木)	豊栄地区公民館 大講堂	北区東栄町1-1-14 (北区役所3階)
東区	8/18(金)	東区プラザ ホール	東区下木戸1-4-1 (東区役所2階)
中央区	8/18(金)	新潟市役所 講堂	中央区学校町通1-602-1 (市役所6階)
江南区	8/4(金)	亀田市民会館 視聴覚室	江南区船戸山5-7-2
秋葉区	7/28(金)	秋葉区役所 6階会議室	秋葉区程島2009番地
南区	7/27(木)	白根学習館 ラスパックホール	南区田中383番地
西区	8/24(木)	黒崎市民会館 大ホール・多目的ルーム	西区烏原909番地1
西蒲区	8/4(金)	和納小学校 ランチルーム	西蒲区和納1212番地

※ 各会場とも駐車できる台数に限りがあります。乗り合わせてのご来場、または公共交通機関のご利用をお願いいたします。

## 新潟市立小中学校 児童生徒数・学級数推計について

教育総務課教育政策室

### 1 児童数・生徒数・学級数推計

(単位：人、学級)

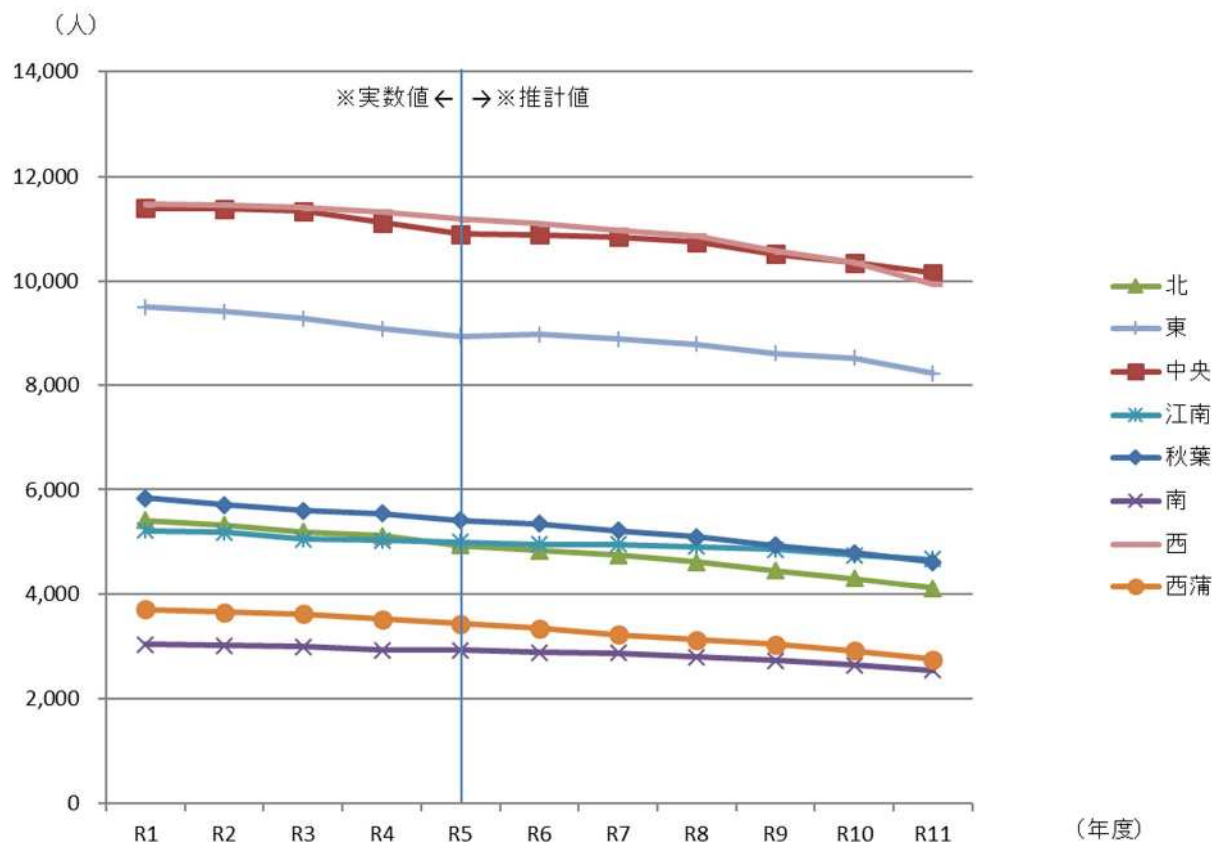
		R4 (実数)	R5 (実数)	増減 (R4比)		R11 (推計)	増減 (R5比)
小学校	児童数	35,765	35,020	△ 745	➔	29,780	△ 5,240
	学級数	1,350	1,338	△ 12		1,167	△ 171
中学校	生徒数	17,897	17,706	△ 191		17,238	△ 468
	学級数	582	575	△ 7		564	△ 11

※ R4、R5の実績数値は、市立小中学校の通常学級における児童生徒数・学級数です。

特別支援学級、特別支援学校、分校に在籍する児童生徒数及び学級数を除いています。

※ R11の推計値は、住民登録上の未就学児数及び小学校児童数の実数値をもとに算出しています。

### 2 行政区別 児童生徒数推計





### 3 小規模校・大規模校の推移

適正規模※ 小学校 12～24 学級(各学年 2～4 学級)  
 中学校 9～18 学級(各学年 3～6 学級)  
 ※「新潟市立小中学校の適正配置基本方針」より

【R5実数値】

		学級数	学校名 ( )内は児童生徒数
小学校	大規模校	3校	34 鳥屋野 (1004)
			28 内野 (827)
			26 東山の下 (761)
	小規模校のうち6学級以下	30校	6 矢代田 (168)
			月 湯 (157)
			中之口西 (143)
			小林 (139)
			鎧郷 (138)
			東曾野木 (136)
			漆山 (133)
			根岸 (132)
			黒崎南 (123)
			臼井 (122)
			両川 (109)
			中之口東 (107)
			岩室 (104)
			大鷲 (80)
			庄瀬 (79)
			松野尾 (77)
			小合東 (76)
			茨曾根 (74)
			岡方第一 (73)
			小合東 (67)
			岡方第二 (66)
			越前 (63)
			升湯 (62)
			南浜 (54)
			豊栄南 (52)
			5 新飯田 (63)
			木山 (60)
			新関 (55)
			4 笠木 (27)
			3 小瀬 (32)
中学校	大規模校	5校	24 上山 (792)
			23 小針 (758)
			22 鳥屋野 (746)
			21 内野 (758)
	小規模校のうち3学級以下	8校	3 坂井輪 (664)
			味方 (99)
			岡方 (94)
			月湯 (81)
			小合東 (76)
			南浜 (71)
臼井 (63)			
両川 (52)			
中野小屋 (34)			



【R11推計値】

		学級数	学校名 ( )内は児童生徒数
小学校	大規模校	2校	30 鳥屋野 (871)
			25 上所 (734)
	小規模校のうち6学級以下	35校	6 小須戸 (178)
			味方 (168)
			白山 (164)
			湯東 (161)
			関屋 (153)
			東曾野木 (133)
			小林 (130)
			鏡淵 (127)
			和納 (124)
			鎧郷 (124)
			根岸 (114)
			漆山 (111)
			黒崎南 (106)
			両川 (101)
			月湯 (96)
			中之口西 (96)
			臼井 (94)
			中之口東 (84)
			岩室 (82)
			木山 (79)
			庄瀬 (68)
			小合東 (63)
			岡方第一 (62)
			松野尾 (58)
			新飯田 (57)
			5 茨曾根 (48)
			4 大鷲 (49)
			越前 (44)
			南浜 (43)
			升湯 (39)
			小瀬 (38)
新関 (36)			
3 小合東 (30)			
岡方第二 (22)			
笠木 (17)			
中学校	大規模校	5校	27 上山 (888)
			24 小針 (745)
			22 内野 (698)
			21 鳥屋野 (690)
	小規模校のうち3学級以下	9校	20 坂井輪 (632)
			3 湯東 (103)
			南浜 (94)
			白湯 (94)
			月湯 (76)
小合東 (71)			
両川 (61)			
岡方 (57)			
臼井 (57)			
中野小屋 (28)			

新潟市立小中学校 児童生徒数・学級数推計(R6~R11)

小学校(本校106・分校1)①

区名	小学校名	実数値		推計値												
		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		
		児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	
北	松 浜	411	14	410	14	395	14	393	14	384	13	377	12	366	12	
	南 浜	54	6	55	5	51	5	50	4	41	4	44	4	43	4	
	太 夫 浜	231	9	236	10	240	11	241	11	234	9	212	8	201	8	
	濁 川	359	13	349	12	329	12	340	12	331	12	325	12	332	12	
	葛 塚	480	17	518	19	502	19	476	18	454	16	403	14	390	13	
	葛 塚 東	619	22	588	21	572	19	551	19	535	18	506	18	460	17	
	木 崎	375	13	357	12	365	13	351	13	368	13	367	13	361	13	
	早 通 南	519	19	498	18	480	17	446	15	410	13	367	12	346	12	
	岡方第一	73	6	67	6	68	6	60	6	63	6	65	6	62	6	
	岡方第二	66	6	61	5	51	5	39	4	32	3	27	3	22	3	
豊 栄 南	52	6	※豊栄南小学校は令和6年4月1日に葛塚小学校へ統合します。													
北区計		3,239	131	3,139	122	3,053	121	2,947	116	2,852	107	2,693	102	2,583	100	
東	山 の 下	191	8	204	7	204	8	199	8	211	9	210	10	191	8	
	大 形	708	24	693	24	676	23	667	23	657	23	644	22	624	21	
	中 野 山	351	13	331	13	334	13	333	13	333	12	324	12	304	12	
	木 戸	361	13	363	13	378	14	357	13	367	13	361	13	355	12	
	東山の下	761	26	720	24	724	25	703	25	675	24	654	24	609	21	
	桃 山	427	16	423	15	424	15	402	14	370	12	373	13	347	13	
	下 山	634	23	636	23	601	21	562	20	532	20	488	18	467	18	
	牡 丹 山	662	23	654	23	664	23	647	23	635	23	649	23	659	22	
	東中野山	575	20	570	20	554	20	515	18	486	17	447	15	407	14	
	竹 尾	313	12	301	12	298	12	277	12	265	12	255	11	255	11	
南中野山	404	14	419	14	427	15	419	15	416	15	422	16	417	15		
江 南	405	14	432	15	427	14	425	14	429	15	407	14	410	15		
東区計		5,792	206	5,746	203	5,711	203	5,506	198	5,376	195	5,234	191	5,045	182	
中央	浜 浦	345	12	324	12	306	12	298	12	288	12	262	12	243	11	
	関 屋	200	9	192	9	203	8	186	8	174	7	176	7	153	6	
	鏡 淵	193	7	185	7	180	7	165	7	160	6	151	6	127	6	
	白 山	192	8	204	7	191	7	181	6	173	6	163	6	164	6	
	新 潟	457	17	443	17	436	17	417	15	406	15	393	15	372	13	
	日 和 山	341	12	351	13	329	13	323	12	307	12	288	12	277	12	
	万代長嶺	248	11	239	11	246	11	235	10	237	10	253	11	253	12	
	沼 垂	354	13	342	12	354	12	335	12	328	12	310	12	298	12	
	山 潟	359	13	372	13	385	14	388	14	360	12	356	12	358	13	
	上 所	660	24	659	23	663	23	679	24	685	24	704	24	734	25	
	鳥 屋 野	1,004	34	971	33	977	32	977	32	926	31	884	30	871	30	
	笹 口	255	9	257	10	263	11	264	11	253	11	270	11	267	11	
	女 池	703	24	671	23	683	23	682	23	693	24	710	24	678	23	
	有 明 台	198	7	182	6	179	6	180	7	182	7	171	7	162	7	
	南 万 代	327	12	333	12	295	11	274	11	275	11	266	11	267	11	
上 山	750	24	723	24	702	24	673	24	639	23	612	21	592	20		
桜 が 丘	481	18	463	18	433	17	411	14	400	14	401	15	379	13		
紫 竹 山	415	15	420	15	418	15	425	15	425	16	430	16	467	16		
中央区計		7,482	269	7,331	265	7,243	263	7,093	257	6,911	253	6,800	252	6,662	247	
江南	丸 山	247	11	257	10	285	11	286	12	287	12	275	12	272	12	
	大 淵	147	7	144	7	151	7	166	8	180	9	185	9	166	8	
	曾 野 木	339	12	347	12	328	12	327	12	310	12	291	12	270	12	
	両 川	109	6	111	6	116	6	121	6	118	6	104	6	101	6	
	東曾野木	136	6	130	6	137	6	132	6	129	6	131	6	133	6	
	横 越	530	19	545	20	536	20	549	19	558	18	582	18	563	18	
	亀 田	404	16	386	13	357	12	324	12	310	12	289	12	290	12	
	早 通	175	7	172	6	173	6	171	6	180	6	171	6	180	7	
亀 田 東	636	21	620	21	615	22	578	21	576	20	536	19	533	19		
亀 田 西	612	21	611	22	594	22	569	21	551	20	528	19	507	18		
江南区計		3,335	126	3,323	123	3,292	124	3,223	123	3,199	121	3,092	119	3,015	118	

※令和5年度の実数値は、市立の小学校の特別支援学級及び分校を除いている。  
 ※令和6年度以降の推計値は、特別支援学級、特別支援学校、分校、及び新潟大学附属小学校へ進学する児童数を予測できないため、調整していない。  
 ※令和6年度以降の推計値は住民登録上の未就学児数をもとに、過去の学区外就学等の実績により調整している。  
 ※各年度の推計学級数については、国の標準をもとに現在の新潟市少人数学級編制事業で設定している基準に基づいて算出している。

小学校(本校106・分校1)②

区名	小学校名	実数値		推計値											
		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
秋葉	新津第一	385	13	393	14	378	14	372	13	368	13	347	12	337	12
	新津第二	357	12	345	12	337	12	345	12	349	12	327	12	321	12
	新津第三	708	24	682	24	666	24	630	23	598	21	565	19	522	18
	結	558	19	543	18	524	18	499	18	486	17	467	16	446	16
	荻川	437	17	430	16	397	14	380	13	369	13	365	14	356	14
	小合東	67	6	72	6	72	6	73	6	67	6	66	6	63	6
	小合	76	6	70	6	61	6	51	5	51	5	41	4	30	3
	金津	241	11	235	10	243	10	250	9	250	10	251	11	234	11
	阿賀	259	12	249	11	244	11	239	11	228	9	204	8	194	7
	新関	55	5	54	5	54	5	56	5	52	5	45	4	36	4
小須戸	228	10	217	9	203	7	202	8	195	7	191	6	178	6	
矢代田	168	6	174	6	169	6	177	7	168	7	174	8	175	8	
秋葉区計	3,539	141	3,464	137	3,348	133	3,274	130	3,181	125	3,043	120	2,892	117	
南	新飯田	63	5	60	5	50	5	51	5	49	5	56	6	57	6
	茨曾根	74	6	80	6	76	6	69	6	66	6	56	6	48	5
	庄瀬	79	6	72	6	70	6	73	6	73	6	69	6	68	6
	小林	139	6	145	6	156	6	146	6	151	6	138	6	130	6
	白根	433	16	434	16	431	17	397	16	373	13	387	13	383	14
	白井	122	6	132	6	119	6	117	6	104	6	95	6	94	6
	大鷲	80	6	86	6	83	6	77	6	69	5	59	5	49	4
	根岸	132	6	121	6	118	6	116	6	122	6	115	6	114	6
	大通	465	17	431	16	450	17	428	16	415	15	395	14	371	13
	味方	210	8	204	8	201	7	199	7	185	7	185	7	168	6
月潟	157	6	147	6	147	6	131	6	128	6	112	6	96	6	
南区計	1,954	88	1,912	87	1,901	88	1,804	86	1,735	81	1,667	81	1,578	78	
西	小針	631	23	592	22	563	20	539	19	515	19	503	18	460	16
	新通	485	17	490	17	488	18	474	18	472	17	463	16	442	16
	内野	827	28	820	28	792	27	769	27	733	26	682	23	644	22
	木山	60	5	68	5	69	5	61	5	68	5	73	6	79	6
	赤塚	264	10	269	11	271	12	256	12	262	12	241	9	216	7
	小瀬	32	3	31	3	31	3	35	3	32	3	38	4	38	4
	笠木	27	4	27	3	26	3	24	3	22	3	19	3	17	3
	青山	321	12	300	12	296	11	289	11	297	12	293	11	277	11
	真砂	391	14	401	15	429	16	398	15	396	15	396	15	372	14
	五十嵐	728	24	721	24	728	25	723	24	685	23	643	22	620	21
	坂井輪	607	22	567	20	570	21	564	20	562	19	556	19	545	18
	坂井東	429	16	428	15	420	15	416	16	403	15	376	14	375	14
	西内野	672	23	654	23	634	23	607	21	576	20	549	20	534	19
	東青山	428	16	408	14	403	14	383	13	359	12	336	12	317	12
	大野	387	15	375	15	376	13	383	13	372	13	347	12	318	12
黒埼南	123	6	122	6	125	6	117	6	128	6	115	6	106	6	
山田	371	13	375	14	367	13	376	12	386	13	403	14	414	15	
立仏	302	12	297	12	282	12	274	12	270	12	269	12	262	11	
新通つばさ	386	13	357	12	337	12	316	12	291	12	285	12	274	11	
西区計	7,471	276	7,302	271	7,207	269	7,004	262	6,829	257	6,587	248	6,310	238	
西蒲	岩室	104	6	106	6	103	6	89	6	80	6	85	6	82	6
	和納	170	7	167	7	163	7	163	7	148	6	142	6	124	6
	曾根	170	7	162	6	160	6	154	6	152	6	146	6	159	7
	鏝郷	138	6	139	6	135	6	135	6	123	6	125	6	124	6
	升潟	62	6	58	6	53	5	51	5	42	4	47	4	39	4
	潟東	213	9	216	9	203	7	196	7	175	7	170	6	161	6
	中之口東	107	6	111	6	110	6	100	6	97	6	94	6	84	6
	中之口西	143	6	134	6	131	6	118	6	116	6	108	6	96	6
	越前	63	6	66	6	58	6	53	5	56	5	49	4	44	4
	松野尾	77	6	81	6	73	6	73	6	67	6	63	6	58	6
	巻南	326	12	322	12	304	12	277	12	281	12	271	12	252	11
	漆山	133	6	137	6	125	6	127	6	116	6	114	6	111	6
	巻北	502	18	487	18	460	17	440	16	419	15	386	14	361	13
西蒲区計	2,208	101	2,186	100	2,078	96	1,976	94	1,872	91	1,800	88	1,695	87	
小学校合計	35,020	1,338	34,403	1,308	33,833	1,297	32,827	1,266	31,955	1,230	30,916	1,201	29,780	1,167	

※令和5年度の実数値は、市立の小学校の特別支援学級及び分校を除いている。

※令和6年度以降の推計値は、特別支援学級、特別支援学校、分校、及び新潟大学附属小学校へ進学する児童数を予測できないため、調整していない。

※令和6年度以降の推計値は住民登録上の未就学児数をもとに、過去の学区外就学等の実績により調整している。

※各年度の推計学級数については、国の標準をもとに現在の新潟市少人数学級編制事業で設定している基準に基づいて算出している。

中学校(本校56・分校1)

区名	中学校名	実数値		推計値											
		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
北	松 浜	298	10	269	9	285	9	253	8	245	8	228	8	223	8
	南 浜	71	3	77	3	72	3	81	3	89	3	94	3	94	3
	濁 川	165	6	178	6	196	6	196	6	176	6	167	6	163	6
	葛 塚	329	10	324	10	327	11	321	11	309	10	297	9	298	9
	木 崎	178	6	195	7	198	7	201	7	179	6	184	6	174	6
	岡 方	94	3	86	3	77	3	82	3	73	3	68	3	57	3
	早 通	249	9	256	9	246	9	260	9	267	9	282	9	259	8
	光 晴	306	10	302	10	291	10	276	9	260	9	280	9	256	8
北区計	1,690	57	1,687	57	1,692	58	1,670	56	1,598	54	1,600	53	1,524	51	
東	東 新潟	473	15	496	16	472	16	527	17	521	16	531	16	505	16
	山 の 下	353	11	336	11	311	10	300	10	323	11	320	11	318	11
	大 形	400	12	390	13	357	12	358	12	366	12	367	12	350	12
	石 山	350	12	366	12	357	12	358	12	350	12	375	13	398	13
	藤 見	369	12	411	13	407	13	409	13	378	12	379	12	352	12
	木 戸	457	15	485	16	480	15	499	16	480	15	504	16	476	15
	東 石 山	442	14	439	14	472	15	487	15	486	15	496	15	492	15
下 山	307	10	304	10	320	11	340	12	331	11	320	11	294	10	
東区計	3,151	101	3,227	105	3,176	104	3,278	107	3,235	104	3,292	106	3,185	104	
中央	関 屋	464	15	502	16	521	17	535	17	491	16	469	15	460	15
	鳥 屋 野	746	23	728	22	683	21	673	21	687	21	680	21	690	21
	白 新	191	6	180	6	185	6	197	6	196	6	191	6	188	6
	寄 居	237	9	250	9	242	8	234	8	220	8	225	8	223	8
	新潟柳都	188	6	191	6	191	6	181	6	180	6	166	6	160	6
	宮 浦	431	14	459	15	510	17	550	18	530	17	504	16	461	14
	上 山	792	24	877	27	870	26	866	26	868	26	894	27	888	27
	山 潟	371	12	372	12	397	12	415	13	431	14	425	14	425	14
中央区計	3,420	109	3,559	113	3,599	113	3,651	115	3,603	114	3,554	113	3,495	111	
江南	大 江 山	158	6	173	6	166	6	181	6	173	6	190	6	213	7
	曾 野 木	278	9	250	8	254	8	235	7	248	8	235	8	240	9
	両 川	52	3	51	3	48	3	48	3	50	3	60	3	61	3
	横 越	280	9	267	9	273	9	270	9	268	9	241	8	260	8
	亀 田	580	18	549	18	550	18	549	18	521	17	528	17	491	16
	亀 田 西	316	11	337	11	372	12	402	13	399	13	395	12	385	12
江南区計	1,664	56	1,627	55	1,663	56	1,685	56	1,659	56	1,649	54	1,650	55	
秋葉	新津第一	582	18	580	18	569	18	554	18	548	18	561	18	539	17
	新津第二	587	18	578	18	546	17	529	16	485	15	473	15	466	15
	新津第五	322	11	333	11	352	12	335	11	321	10	324	10	336	11
	小 合	76	3	76	3	79	3	72	3	72	3	69	3	71	3
	金 津	101	4	118	5	118	4	115	3	111	3	114	3	126	4
	小 須 戸	203	6	196	6	207	7	211	7	213	7	199	6	185	6
秋葉区計	1,871	60	1,881	61	1,871	61	1,816	58	1,750	56	1,740	55	1,723	56	
南	白 南	109	4	106	3	124	4	122	4	113	4	102	3	94	3
	白根第一	294	9	291	9	279	9	292	10	299	10	289	10	280	9
	白 井	63	3	54	3	62	3	65	3	75	3	66	3	57	3
	白 根 北	328	11	337	11	327	11	330	11	321	11	341	12	347	12
	味 方	99	3	110	3	100	3	99	3	101	3	99	3	111	4
	月 潟	81	3	75	3	78	3	81	3	80	3	81	3	76	3
南区計	974	33	973	32	970	33	989	34	989	34	978	34	965	34	
西	坂 井 輪	664	21	704	22	665	21	668	21	633	20	658	21	632	20
	内 野	758	22	762	22	775	23	801	24	772	24	762	24	698	22
	赤 塚	152	6	145	6	150	6	162	6	172	6	171	6	162	6
	中野小屋	34	3	35	3	36	3	31	3	32	3	26	3	28	3
	小 針	758	23	766	23	810	24	834	25	818	25	771	24	745	23
	五 十 嵐	563	17	590	18	533	17	558	17	537	17	583	18	561	18
	小 新	295	9	311	10	309	10	316	10	294	9	294	9	291	9
	黒 埼	491	16	483	15	490	15	494	15	488	15	501	15	522	16
西区計	3,715	117	3,796	119	3,768	119	3,864	121	3,746	119	3,766	120	3,639	117	
西蒲	岩 室	158	6	135	5	139	5	138	5	144	6	133	5	136	5
	西 川	240	8	208	7	213	7	195	6	193	6	193	6	175	6
	潟 東	134	5	130	4	126	4	110	3	113	3	108	3	103	3
	中 之 口	126	5	130	5	122	4	134	5	125	4	123	4	116	4
	巻 東	259	8	239	7	232	7	249	8	255	9	225	8	210	7
	巻 西	304	10	313	10	314	10	325	11	330	12	334	12	317	11
西蒲区計	1,221	42	1,155	38	1,146	37	1,151	38	1,160	40	1,116	38	1,057	36	
中学校合計	17,706	575	17,905	580	17,885	581	18,104	585	17,740	577	17,695	573	17,238	564	

※令和5年度の実数値は市立の中学校の特別支援学校及び分校を除いている。

※令和6年度以降の推計値は、特別支援学級、特別支援学校、分校、及び新潟大学附属中学校、高志中等教育学校、私立中学校へ進学する生徒数を予測できないため、調整していない。

※令和6年度以降の推計値は、過去の学区外就学等の実績により調整している。

※各年度の推計学級数については、国の標準をもとに現在の新潟市少人数学級編制事業で設定している基準に基づいて算出している。







